十八世紀アムール川下流地方のホジホン

松浦茂

はじめに
第一章　アムール川下流邊民の北京行
第二章　ホジホンとサルガンジュイの再上京
第三章　ホジホンと北方交易
おわりに

はじめに

清の勢力がアムール川下流地域に浸透を始めたのは、順治以降のことである。それ以來同じようにアムール地域への進出をはかるロシア人と對抗しながら、清は下流に向かって着々と地歩を固めていった。そして康熙二十八年（一六八九）にはロシアとの間にネルチンスク條約を締結して、アムール川の下流地方一帯を確保するのに成功した。その過程で清朝はアムール川の沿岸から左岸の內陸部、さらにはサハリンに居住する少數民族を、邊民と呼ぶ組織に編成する。(1) 始め邊民の大部分は寧古塔副都統が所管したが、乾隆四十四年（一七七九）以降は、三姓副都統が一括して管轄することになった。

これらの邊民は旗人と異なり、兵役を負わない代わりに、毎年各戸一枚ずつ貂皮を貢納する義務を課されて、寧古塔（のち三姓）などの指定された場所に貢納した。ところが邊民の中には莫大な毛皮を持參して、わざわざ北京にまで出かけ

るものがいた。かれらの目的はそれらの毛皮を皇帝に獻上して、北京の女性を妻に迎えることであった。このような邊民の存在は、日本の『カラフトナヨロ文書』によって、リダカの名とともに早くから知られていたが、いかんせん史料がほとんど残っていないために、それ以上に追求することは不可能であった。

ところが一九八〇年代に入って、北方史の研究は一つの轉機を迎える。中國の學者が遼寧省檔案館にある『三姓副都統衙門檔案』に依據して、これまでの研究状況をほぼ一變させる研究を行なった。(2) そしてリダカの北京上京に關しても、問題を大きく前進させたのである。わたし自身もこれらの研究に啓發されて、リダカに關する論文を發表したことがあるが、しかし『三姓副都統衙門檔案』には史料的な限界があって、制度全體をカヴァーする研究を行なうことはできなかった。(3) 三姓副都統が邊民を管轄するようになった時期は、制度自體がすでに最盛期を過ぎて形骸化を始めたときにあたるので、『三姓副都統衙門檔案』から制度の全體像をうかがうことはできない。この問題をさらに飛躍させるためには、『三姓副都統衙門檔案』に代わる優れた新史料を發見する必要があった。

そうした中でわたしは一九九三年から九四年にかけて、文部省在外研究員として九か月間、中國において研究に從事することができた。當初計畫した主要な目的の一つは、北京の中國第一歷史檔案館に所藏された『寧古塔副都統衙門檔案』を調査することであった。わたしは『三姓副都統衙門檔案』を調査した經驗から、乾隆四十四年以前に邊民組織を所管していた寧古塔副都統關係の檔案には、邊民關係の史料が必ず殘っているはずであると考えた。そして實際に『寧古塔副都統衙門檔案』を調べてみると、豫想どおり『寧古塔副都統衙門檔案』には、邊民の制度に關して豐富な史料が殘っていた。寧古塔副都統が邊民を所管していた當時は、邊民の制度が草創期から最盛期に向かう時期であったので、『寧古塔副都統衙門檔案』の內容は、『三姓副都統衙門檔案』よりもはるかに充實している。それ以來わたしは史料の收集と整理に努めてきたが、ここにきてようやくこの問題にある程度の見通しを得ることができた。

そこで本稿においてわたしはまず、邊民が妻を娶りに上京するという、この制度の全體像を明らかにする。次に北方の

經濟に果たしたかれらの役割について、主に毛皮交易にしぼって考えることにする。

第一章　アムール川下流邊民の北京行

アムール川下流の邊民ヘジェフィヤカ（赫哲費雅喀）が、北京に上京して中國の婦人を妻に迎えた事實に關しては、『欽定大清會典』（光緒）卷二三に短い記事がみえる。それによると、

赫哲費雅喀の婦を納れしものは、則ちその賞を給ひて、その廩餼を頒つ。〔赫哲費雅喀の京に來て求親するものは、例に元（玄）狐皮二張・貂皮一百張・九張合成の青狐皮褥二・九張合成の黃狐皮褥四・十七張合成の貂皮衣料十二を進む。等第を驗明して緞疋庫に交す。領侍衞內大臣に由り引見して後に、婚を給ひ、無披領蟒緞朝衣・緞袍・大緞褂各一……を賞す。〕〔　〕內は割註

とあって、大量の毛皮を貢納した邊民に對して、清は婦人を妻に與えると同時に、相當な恩賞を支給したことがわかる。史料が不備なうらみはあるが、毛皮を獻上した邊民に清朝が妻を與えるという制度は、相當に古い歷史をもつと想像される。ただ制度として確立するのは、おそらく康熙年閒のことであろう。たとえば、吳兆騫『秋笳集』卷七雜感三首の注に次の如くみえる。

時に婦女を以て海東の諸首領に賜ふ。邊人謬りて皇姑を以てこれを稱す。

著者の吳兆騫が南闈科場案に連座して、寧古塔に配流になっていたのは、順治十六年（一六五九）から康熙二十年（一六八一）までの閒である。(4) 吳兆騫はそのときたまたま、この事實を知ったのであろう。

ところで邊民に嫁いだ女性に關する貴重な記錄が、イエズス會士の手によって殘されている。康熙四十八年（一七〇九）三月に康熙帝は、護軍參領デクジンゲ・トーファハチ、欽天監五官正チュンデらとともに、イエズス會士レジス・フリデリ・ジャルトゥの三人に對して、東北部からアムール川下流までの地域を測量することを命じた。それによると、イエズ

ス會士の一行は、いったん盛京から寧古塔・琿春をへて綏芬河流域を踏査した後、水路に變えてウスリ川を下って、下流のゴリン川・アムグン川方面に向かう計畫であった。[5] レジスらはこの計畫に従って、綏芬河からダウビヘ川（フィエ川、ウスリ川上流）まで行き、それから下ってウスリ川に入ったとみられるが、[6] その途中で北京出身の「ウスリの貴婦人」と呼ぶ女性に出會った。「ウスリの貴婦人」はイエズス會士たちに、自分が所有する百頭の犬の話をしたり、あるいは蝶鮫の肉をふるまったりしたが、一行の目には格別の優雅さをもつ女性のように映った。この女性は中國語を理解し、様子や作法が一般の邊民とは違っていた。さらに邊民の首長であった夫は、最近亡くなったが、生前には清から侍衛の榮譽と特權を與えられていたという。[7] 事實とは多少の齟齬はあるが、「ウスリの貴婦人」が北京から嫁いだ女性であることはまちがいない。[8]

さて上京した邊民の名前が一人一人明らかになるのは、雍正元年（一七二三）以降のことである。わたしが『寧古塔副都統衙門檔案』と『三姓副都統衙門檔案』とについて調査を行なったところ、全部で十九名の邊民を確認することができた。**表1**のとおりである。なおこの表にはみえないが、ビルダキリ氏族（ウイタ村）のヤンシナ、ブルガル氏族（ジャリン村）のキムル、さらにはフィヤカ姓（モンゴロ村）のチュイなどもまた、ホジホンであったことが知られている。[9]

これらの邊民が所屬した階層を見てみると、第二身分のガシャンダと第四身分のバイニヤルマが多くて、合計するとそれぞれ八名と九名にのぼる。これに對して第三身分のデオテジュセは二名しかおらず、第一身分のハライダはひとりもいない。これからみると、清朝は邊民の階層によって、資格を制限することはしなかった。ただ定められた數量の毛皮を準備できるかどうかが、唯一の要件であった。その中にハライダがいないのは、後述する如くたとえハライダが北京に行っても、他の階層ほどメリットはなかったからと考えられる。なおコイマン村に住むフィヤカ姓のイトゥヒヤヌとショーシナの二人は、實の親と子であった。[10] これに對してサイマル氏族のイェシケとジャクティオと、キレル姓のデクジンゲとゲグジとは、それぞれ同じ村の出身ではあるが、たがいに階層が異なるので、どちらの場合も血緣關係はなかったと考えられる。

表1にみえる邊民の中では、乾隆三十九年に北京に上京したリダカが、もっともよく知られている。リダカに關しては

表1　ホジホンとなった邊民

年月①	ホジホンになるため中國に入った邊民	氏族	村落	階層	持參した毛皮②（結納）	その他	典據③
雍正元年（一七二三）	Timsingga	Halgun		ガシャンダ	（貢）持參した毛皮の數量が不足したので後から補塡		寧二〇、雍三、三、三
七年	Ithiyanu	Fiyaka	Koiman	ガシャンダ	（貢）規定どおり		寧二九、雍一二、七、二一
一二年　七月	Duwangse	Kijin	Doo Ung	ガシャンダ	（貢）規定どおり（旅）北極狐皮一六、貂皮三五		寧二九、雍一二、七、二一
一三年　六月	Siyoosina	Fiyaka	Koiman	ガシャンダ	（貢）規定どおり（旅）北極狐皮九、貂皮一〇〇	Ithiyanuの子	寧三一、雍一三、六、二一
乾隆　四年　三月（一七三九）	Yesike	Saimar	Kihecen	デオテジュセ	（貢）規定どおり（黑狐皮五）		寧三七、乾四、三、九
六年　九月	Kibsa	Hecikeri	Bugūlan	ガシャンダ	（貢）規定どおり（黑狐皮五）		寧四〇、乾六、九、二九
七年　六月	Cabcangga	Fiyaka	Hasulgi	バイニヤルマ	（貢）規定どおり（黑狐皮五）	北京に行く途中で、病沒	寧四二、乾七、六、八
九年　八月	Jaktio	Saimar	Kihecen	バイニヤルマ	（貢）規定どおり（黑狐皮五）（旅）黑狐皮二、北極狐皮二、貂皮二六		寧四四、乾九、八、二一
一一年	Dekjingge	Kiler	Hekjingge	バイニヤルマ	（貢）規定どおり（黑狐皮三）（旅）黑狐皮一、貂皮九		寧五〇、乾一二、四、二六
一三年　七月	Dalgungga	Saimar	Langga西	バイニヤルマ			寧五二、乾一三、七、二三

一五年	Gokdahūn	Burgal	Jarin	ガシャンダ	(貢)規定どおり(黒狐皮二)		寧五七、乾一八、八、二〇
一六年 一八年 八月	Irakū Miyata	Burgal Bildakiri	Guwelehen Ferimu	バイニヤルマ バイニヤルマ	(貢)規定どおり (貢)規定どおり (旅)北極狐皮一、貂皮一〇〇		寧五五、乾一七、二、四 寧五七、乾一八、八、二〇
二六年 六月	Cicanu	Kijin	Duwan	ガシャンダ	(貢)規定どおり (旅)黒狐皮二、貂皮五〇、狼皮三、かわうそ皮一		寧七五、乾二六、六、一四
二六年 九月	Geguji	Kiler	Hekjingge	デオテジュセ	(貢)規定どおり (旅)貂皮二五〇、あごひげあざらし皮五〇		寧七五、乾二六、九、二六
三二年	Eldase	Kijin	Dugajin	ガシャンダ	(貢)規定どおり	北京から歸る途中に、病没	寧八九、乾三三、正、二八
三九年	Lidaka	Fiyaka	Uktun	バイニヤルマ	(貢)規定どおり	北京において、病没	寧一〇一、乾四〇、三、一
五九年 八月	Jaounu	Ujala	Piyuli	バイニヤルマ	(貢)規定どおり (旅)北極狐皮三、貂皮五〇		三、乾五九、八、五
嘉慶 八年 九月 (一八〇三)	Cakcungga	Fiyaka	Monggolo	バイニヤルマ	(貢)規定どおり		三、嘉八、九、三

註① 年月は、寧古塔または三姓に到着したとき。

② (貢)は貢納した毛皮を、(旅)は旅費として持参した毛皮を表わす。

③ 寧は『寧古塔副都統衙門檔案』を、三は『三姓副都統衙門檔案』を指す。寧の後の數字は檔册の通し番號を、また雍は雍正、乾は乾隆、嘉は嘉慶の略で、それ以下の數字は順に年、月、日を表わす。

比較的詳しい事實が判明しているので、これからはリダカの上京を例にとって、制度の内容を檢討することにする。

リダカの名を有名にしたのは、『カラフトナヨロ文書』の存在である。『カラフトナヨロ文書』と呼ばれる古文書は、日本の北方史料において特別な位置を占める。もともとはサハリンのナヨロ村に住んだアイヌのヤエンクルアイノ一族が所有していたが、戦後に北海道大學附屬圖書館の所藏となった。『カラフトナヨロ文書』は全部で十三通からなり、そのうち第一號から第四號までの文書は、清朝の當局者がサハリンの邊民に交付した公文書である。これに對して第五號以下の文書は、江戸時代の和人が授けた文書であって、そのうちの數通は、前記の文書を調査した最上徳内らが與えた書附けである。[11] これらの古文書は、十八・十九世紀のアムール川下流とサハリン地域を研究するための重要な史料となっている。

リダカの名前が現われるのは、第一號文書である。[12] 滿洲語で記されたこの文書は、『カラフトナヨロ文書』の中核をなすもので、早くから探險家の注意を引いてきた。最上徳内が寛政四年（一七九二）にサハリンを見分したとき、ヤエンクルアイノから初めてそれを見て以來、評判を聞いた閒宮林藏などが、あいついで調査を行なっている。第一號文書は、サハリン地域の邊民を管轄していた三姓副都統衙門から、サハリン南部に住む邊民、トー姓（ハラ）のハライダ、オコピオと同じくガシャンダ、トゥソクルデンギにあてたもので、乾隆四十年（一七七五）三月二十日の日附がある。

第一號文書の主たる內容を構成するのは、乾隆四十年二月五日に下された乾隆帝の敕旨である。それを要約すると、次のとおりである。

近ごろ北京にきたヘジェフィヤカのリダカが、疱瘡に感染して亡くなってしまったが、以前にも同じことが起こっているので、ヘジェフィヤカたちは疱瘡に對する免疫をもたないようである。遠方から貢納品を持って妻を娶りに北京まできたかれらが、疱瘡にかかって亡くなったことはたいへんに哀れである。これらの邊民が故郷から北京まで至るには、道のりはとてもはるかなうえに、北京では冬が終わり春がくるとき疱瘡にかかるものが多い。かれらにはあまり利益がないので、いっそ季節の爽やかなうちに早めに來させて、速やかに措置して送り返せばどうだろう。このことを吉林將軍に指示して、今後はヘジェフィヤカの中に北京にきて、貢納品を獻上して妻を娶りたいというものがあ

れば、先のようにかれらの出發を遲らせて、冬のころに北京に送ってはならない。必ず七・八・九月の爽やかなころに來させて、當該のところから速やかに定例に從って、かれらに妻を與える措置をして、故鄕に送り返すように。このように行なえば、かれらにとって利益となるであろう。

この命令は大學士・領侍衞内大臣・忠勇公福隆安などをへて、三月一日に吉林將軍衙門に到着した。それから吉林將軍衙門は、アムール川下流地方とサハリンを所管する寧古塔副都統と三姓副都統の兩衙門に對して、それぞれ同樣の趣旨を書き送ったのである。そして三月十二日にそれを受けとった三姓副都統衙門が、三月二十日附けでトー姓のオコピオとトゥソクルデンギに送った指示が、この文書であった。

『寧古塔副都統衙門檔案』によると、リダカはアムール川の下流左岸にあったウクトゥン村に居住する邊民であった。(13) リダカが屬したフィヤカ姓（ハラ）の組織は、邊民組織の中では例外的に大規模な集團である。フィヤカ姓は、乾隆後半には總戸數二百六十戸餘りに達して、邊民戸數全體の一割強を占めていた。(14) 分布の範圍もきわめて廣く、アムール川の河口附近一帶を占め、今日で言えばニヴフ族の領域と大體重なっている。フィヤカ姓は、ニヴフ族を構成する諸氏族の總稱であろう。フィヤカ姓が居住する村落は全部で二十七か村あるが、ウクトゥン村にはこのうち十九戸が住んでいた。(15) リダカが屬した階層は、もっとも低い地位のバイニヤルマであった。

リダカは北京に行くために、乾隆三十九年の末に貢納品を持って寧古塔までやってきたが、寧古塔に到着した正確な期日は、史料が缺如していて不明である。このときリダカに同行していたのは、二人の「從僕」であった。

リダカが持參した貢納品は、銀狐皮（sahaliyan dobihi）二枚・北極狐皮（boro dobihi）十八枚・赤狐皮（suwayan dobihi）九枚でつくった敷物一枚・赤狐皮二十七枚・貂皮三百四枚である。(16) のちに北京で調べたところ、それぞれの毛皮の等級は、次のとおりであった。銀狐皮は一等のものが一枚と二等のものが一枚あったが、北極狐皮と赤狐皮とは、みな三等にしかならなかった。また貂皮は「裏貂皮」（doko seke）と呼ばれるもので、品質はあまり良くなかったらしい。(17)

さて sahaliyan dobihi は漢文獻に「元（玄）狐」とあるもので、自然界でそれに該當する種は黑狐をおいて他にはない。その中でも銀狐は銀色の差し毛をもつ個體で、その毛皮は最上級品の折紙がつく。[18] 後述する如く、黑狐の一部でとくに白色の差し毛をもつものを、清朝は cikiri dobihi（「白毛稍黑狐皮」）と呼んで區別し、[19] sahaliyan dobihi よりも一ランク下に置いている。そこで本稿では假に sahaliyan dobihi を銀狐、cikiri dobihi を黑狐と呼ぶことにする。boro dobihi は漢文獻には「青狐」とあるもので、その毛皮には黑と黃の毛が混じり、商品價値は黑狐皮に次ぐという。[20] 北極狐のうちでも多毛が白色にならず、褐色系に變化する個體を指していうのであろう。suwayan dobihi は漢文獻に「黃狐」とも「火狐」ともあるもので、一般にいう赤狐のことである。[21] 赤狐の毛色は、個體によって黃から橙まで變化するといわれる。

前述したように邊民が獻上する貢納品は、銀狐皮二枚・貂皮百枚・北極狐皮九枚でつくった敷物二枚・赤狐皮九枚でつくった敷物四枚・貂皮十七枚でつくった衣料十二枚からなることが、定例として決まっていた。しかし實際に行なわれた例を見てみると、銀狐皮は黑狐皮二枚で代納することも認められ、[22] さらに北極狐皮と赤狐皮二種類の敷物と貂皮の衣料は、それぞれの毛皮をその枚數分だけ納入することもできた。[23] リダカが準備した毛皮は、定例とは一部相違しているが、それはリダカが同じ毛皮を必要な枚數だけ代納したからである。

上京することを許された邊民たちは、大體みな規則どおりに毛皮を獻上しているが、それには例外もあって、毛皮の一部を準備できなかったものもいた。たとえば雍正元年に上京したハルグン氏族のティムシンガは、黑狐皮三枚・北極狐皮九枚でつくった敷物二枚・赤狐皮九枚でつくった敷物四枚・貂皮十七枚でつくった衣料四枚・貂皮八十五枚しか持っておらず、定例からすると黑狐皮一枚と貂皮十七枚でつくった衣料八枚・貂皮十五枚（貂皮合計百五十一枚）が不足していた。しかし戶部はティムシンガが貂皮百枚をすみやかに追加補塡することを條件に、婦女を娶らせたいと上奏を行なっている。[24] 翌年四月にティムシンガは、寧古塔を發って故郷に戻るが、その後も貂皮を送らなかったので、[25] 三姓から委署驍騎校ダハタを派遣して、貂皮百枚を徵收させたのであった。また乾隆十一年（一七四六）と同十五年に上京したデクジンゲと

ゴクダフンは、黒狐皮を三枚しか持ってこなかったが、不足分の一枚についてはとくに問題とはされなかった。それとは反対に黒狐皮を一枚餘計に、五枚獻上したものもいる。乾隆四年から九年までに上京したイェシケ・キブサ・チャブチャンガ・ジャクティオの四人である。黒狐皮の正式な數量は四枚であったが、乾隆初期には規則が一時的に混亂したのである。いずれにせよ質・量ともに桁外れの毛皮を、邊民たちが獨立に準備したことは、まさに驚異的である。しかもかれらの一部には貢納する毛皮以外に、旅費と稱してさらに多數の毛皮を用意したものまでいたのである。(26)なお邊民が貢納した毛皮は、北京に到着した後、最終的には內務府廣儲司に納入された。

話をふたたびリダカに戻そう。寧古塔副都統衙門は毛皮の檢査を行なって、定例どおり誤りないことを確認すると、リダカら一行を北京に向けて出發させた。そのことは、ただちに寧古塔副都統衙門から吉林將軍衙門に報告されたはずである。それを受けた吉林將軍・奉恩輔國公富椿は、北京の戶部に對して貢納品に誤りがないこと、そしてリダカに妻を與えたいことなどを連絡している。(27)通常の慣例によると、上京する邊民には護送の旗人たちを附けて、食料と牛車を支給し送り屆けるのがふつうであった。(28)寧古塔副都統衙門は、リダカに對しても同樣の措置をとったであろうが、同行した官員の名までは明らかではない。一行は途中で吉林に立ち寄り、寧古塔から來たものは、ここで吉林の官員と交替する。北京に向かうリダカの一行には、吉林佐領トジンタイとともに領催と兵五名と從僕九人、そして馬十六頭が新しく仲間に加わった。(29)

リダカらが北京に到着したのは、乾隆四十年の年始めと考えられる。戶部がリダカの上京について上奏したのが、同年正月十一日のことである。(30)その中で戶部は吉林將軍富椿の文書を引用しながら、リダカが持ちこんだ獻上品の毛皮は、規則どおりだったことを確認するとともに、リダカ本人は正白旗のドゥルギヤ佐領に屬す驍騎校オムシナの養女を妻にしたいと語り、オムシナもそれを了解したことを述べている。そしてリダカとその妻に對して、規則に從って後述の恩賞を與えるべきことを報告した。

この上奏にもとづいて、乾隆帝はリダカを引見しているが、(31)『寧古塔副都統衙門檔案』には詳しい記述は殘っていな

い。一般に清の引見制度は、皇帝が中・下級官僚と對面して人物を査定し、その任免や昇降を決定することを目的としたが、それればかりではなくモンゴル王侯の世襲や少數民族首長の任命なども、皇帝の引見をへて正式に決定された。[32] 上京した邊民を引見する慣例もその一つであって、『欽定大清會典』（光緒）によれば、領侍衞内大臣が邊民を引率して、乾清宮か養心殿でとり行なうのがふつうのやり方であった。[33] 現實にあった引見の事例を見てみると、たとえば乾隆十一年に上京したキレル姓のデクジンゲは、十二月十六日に乾清門侍衞のジャルサイとともに紫禁城の内に入ったが、乾清宮の中に通されることはなく、ジャルサイがデクジンゲに乾隆帝の敕旨を傳達したという。[34] また同二十六年にキジン姓のチチャヌが北京に來たときは、十月二十二日にチチャヌは三等侍衞のフミシャンに伴われて、圓明園から歸ったばかりの乾隆帝に引見されている。[35] リダカもまた、同様の手續きをへて引見されたと考えられる。

獻上品を持って上京した邊民は、引見がすんだ後婚姻を許される。上述した戸部の上奏文にはすでに、リダカが正白旗ドゥルギヤ佐領所屬の驍騎校オムシナの養女を妻に迎えたいと語って、相手のオムシナも同意していることが傳えられている。『欽定八旗通志』巻七によると、佐領ドゥルギヤというのは、正白旗第四參領第二佐領の副都統都爾嘉のことである。都爾嘉は乾隆三十年に副都統の銜を授けられた後、同三十八年には正紅旗蒙古副都統、三十九年十二月からは鑲白旗滿洲副都統に就いており、名前と時期ともに一致する。[36] 戸部の上奏文によると、花嫁の名前を戸部に言上したのは、リダカ自身であったことになっているが、リダカはなぜその名を知ったのであろうか。常識的に考えると、北京に初めて上京したリダカが、それまでにオムシナと關係をもっていたはずはない。邊民の妻をやりとりするルートが、すでにできあがっていたのかもしれない。

『寧古塔副都統衙門檔案』にみえる實際の婚姻の事例では、いずれも邊民が自ら戸部に妻に豫定する女性を申し出て、それで戸部がその父に意志を確認するという方法をとっている。乾隆十七年に上京したブルガル氏族のイラクの場合は、正黄旗第三參領第十八佐領のファチェオ（法丑）佐領下に屬す三等侍衞イダリの娘を名指ししたし、[37] さらに二十七年に北

表2　ホジホンが娶ったサルガンジュイ

年　月	ホジホン	サルガンジュイ	佐　領	典　據
乾隆一六年	Irakū	三等侍衞Idariの娘	正黃旗第三參領第一八佐領Faceo(法丑)	『欽定八旗通志』四
一八年　八月	Miyata	護軍參領Naiduの娘	正黃旗第四參領第一五佐領Sung ling(松齡)	『欽定八旗通志』五
二六年　六月	Cicanu	前鋒Usihataの養女	正黃旗第二參領第五佐領Eldengge(額勒登額)	『欽定八旗通志』四
二六年　九月	Geguji	前鋒Kuiboの養女	正黃旗第四參領第一四佐領Juduna(朱都那)	『欽定八旗通志』五
三二年	Eldase	甲兵Liodaseの養女	鑲白旗佐領Uyuntai	
三九年	Lidaka	驍騎校Omsinaの養女	正白旗第四參領第二佐領Durgiya(都爾嘉)	『欽定八旗通志』七
五九年	Jaounu	署親軍校Sarangga の養女		

京に來たキレル姓のゲグジは、同じく正黃旗第四參領第十四佐領のジュドゥナ（朱都那）佐領に屬した前鋒クイボーの養女を妻に要請している。(38) たいていの場合邊民の妻は、禁旅八旗の旗人の娘かまたは養女の中から選ばれた。こうして婚姻を結んだ邊民の夫と旗人の妻は、これからはホジホン（婿）とサルガンジュイ（娘）の名で呼ばれることになる。

婚姻が認められると、ホジホンとサルガンジュイには恩賞が與えられるが、その中には次の品々が含まれていた(**表3**)。大部分の品は戶部と兵部を通して支給されたが、ただ馬と奴僕だけは、銀に換算して支拂われた。なお牛とすきさき・すきへらに關しては、歸途盛京戶部が與えることになっている。さらに夫婦には禮部主催の歡迎宴を一度設け、またサルガンジュイの實家には銀五十兩を支給した。(39) リダカ夫婦もまた、同一の恩賞を受けたことであろう。

この表から明らかなように、清がホジホンとサルガンジュイに賞した恩賞は、サルガンジュイに割りあてられるもの

表3 ホジホンとサルガンジュイに與える恩賞

ホジホン	蟒袍と緞子の袍と大褂各一着、紬と木綿の襯衣各一着、弓・矢・矢筒（皮製）一式、銀鍍腰帯・手巾・褡褳一式、涼帽一個
サルガンジュイ	女性用朝衣・袍・緞子の大褂各一着、緞子の襯衣一着、黒絹の袍・褂と紬の襖各一着、木綿の袍・襯衣各一着、銀花をさした涼帽一個、腰帯一本、緞子の裙（はかま）三着と木綿の裙二着、木綿八十疋、七尋の白布五疋、縫い針五百本、糸三十束、櫛と梳き櫛各十個、ひも五十本、衣服の裏二十枚、スカーフ二十枚、緞子のはぎれ一箱、奴隷夫婦二組、牛二頭、すきさき（犂鑱）とすきへら（犂鏡）各一、緞子と小花と綿布の寝具上下各一式、銀の首飾り一連、イヤリング五組
ホジホンとサルガンジュイ	馬各一頭、鞍・轡・むながい・したぐら各一式、靴と靴下各二足

が、ホジホンよりも壓倒的に多い。故郷に戻ってからも兩者の待遇を比較すると、サルガンジュイの方が一段高い。實質はどうあれたてまえとしては、サルガンジュイは皇族の一員という考え方が存在していたかもしれない。

ところでリダカはそれとともに、花翎（孔雀翎）と藍頂珠を受けていたといわれる。[40] 一般に清の官僚にとって、冠帽（帽子）は切っても切り離せないものであった。冠帽は目的と季節によって數種類に分けることができるが、いずれの冠帽にも頭頂部に翎子や頂珠（頂子）を着けて、榮譽や官位を示すことになっていた。リダカが着用した花翎は藍翎とともに、もともとは特別の武勲を有するものや、特定の稱號・官職をもつもののみが、冠帽に刺すことを許された特別の羽である。花翎は五品以上の官に授けるのに對して、藍翎は六品以下の官に與えることになっていた。[41] これに對して頂珠は官位に從って寶石の種類が一定しており、本來はルビー・珊瑚・サファイア・ラピスラズリ・水晶などの原石を使っていたが、のちには色ガラスで代用することを認められた。リダカが着けた藍頂珠というのは、三品か四品を示す青色のガラスであろう。[42]

これよりさきいつのころからかホジホンの一部に、花翎・頂珠・座褥・朝帶など服制に關わる品々を、違法に着用するものが出始めた。かれらの行爲は官僚制度の基礎を危うくするものであったので、遲かれ早かれ問題化することとなっ

た。その發端となったのは、後述するイトゥヒヤヌ事件に關連してである。イトゥヒヤヌの子ユンギヤヌを裁判にかけたとき、ユンギヤヌが紅頂珠と花翎を着用していたのを怪しんだ清の官僚たちは、乾隆十一年に調査を開始する。そのころ上京したビルダキリ氏族のヤンシナを調べてみると、ヤンシナは北京で引見を受けたときに、乾隆帝から花翎を授けられたが、紅頂珠の方は自分でかってに使用したと證言した。その結果花翎に關しては、引見の際に皇帝自身が賞賜するのが慣例となっていることが明らかになったが、他方頂珠と座褥については、事實關係がはっきりせず、また問題が重大であったので、認めるところとならなかった。(43) しかしリダカが花翎とともに藍頂珠を受けたことは、明らかな事實であるので、その閒に清はふたたび方針を變更して、後者に關しても認めることにしたのであろう。

さてホジホンとその同行者に對しては、上京した日から數えて二十日分の穀物・野菜・鹽・羊肉などが支給されているので、(44) それからするとホジホンたちの北京滯在日數は、二十日前後を基準としていたとみられる。ところがリダカは出發を前に乾隆四十年正月二十七日に、疱瘡に感染して亡くなってしまう。(45) 獻上品を持って中國に入りながら、故郷に戻ることなく中國で客死した邊民の例としては、リダカが初めてではない。**表1**にあがっているだけでも、乾隆七年のフィヤカ姓チャブチャンガと、三十二年のキジン姓エルダセの例がある。戶部が二月二日にリダカの死を報告したところ、乾隆帝は邊民の不運な身上を哀れに思って、三日後の二月五日に、ホジホンとなるために邊民が上京するのは、爽やかな季節にかぎるという冒頭で紹介した敕旨を下したのである。

『カラフトナヨロ文書』によると、吉林將軍衙門は寧古塔副都統と三姓副都統の兩衙門にそれぞれ、上京の季節に關する指示を送ったことになっているが、『三姓副都統衙門檔案』には乾隆四十年の檔案が缺落しているので、それを確認することはできない。これに對して『寧古塔副都統衙門檔案』乾隆四十年三月四日の條に、吉林將軍衙門から寧古塔副都統衙門に宛てた問題の檔案が、偶然に保存されていた。(46) その文面は『カラフトナヨロ文書』と一字一句も異なることなく、まったくの同文からなっていた。『カラフトナヨロ文書』の第一號文書は、三姓副都統衙門が公布した眞正の文書で

あったのである。寧古塔副都統衙門も吉林將軍の指示を受けて、管轄下のヘジェフィヤカに對して同一の指示を公布したことはまちがいなく、今後類似の文書が發見される可能性も殘っている。ちなみに『三姓副都統衙門檔案』嘉慶八年九月三日の條によると、同様の事例が發生するたびに、清は「(乾隆)四十年に下した敕旨」と言ってこの法例を引用しており、乾隆四十年に發布して以來その內容を嚴守していたことが明らかになった。(47)

リダカに同行した吉林佐領トジンタイの證言によると、故郷にあるリダカの家では、リダカの母と弟がリダカの歸りを待っていた。(48) リダカの妻一行が北京を發ったのは、二月十一日のことであった。リダカの妻に從ったのは總勢十二人で、故郷からリダカに從ってきた從僕一人・清が與えた奴隷四人・妻の下女一人と、それに三姓まで見送るオムシナがつけた從僕六人である。リダカに同行してきたもう一人の從僕、ハイフナはこれよりさきに病死していて、その遺體も故郷までいっしょに送り屆けることになった。(49) また棺や奴隷などを買った後に手元に殘った恩賞の一部、弓・矢・矢筒・鞍・銀五十兩・緞子三疋・紬二十疋・木綿八十疋なども、すべて牛車に積みこんだ。(50) なおリダカの妻らには前例にならって、牛車・食料・通行許可證などが與えられた。(51) 途中エヘム驛において奴隷ワン＝デの妻が、病氣で動けなくなったので、リダカの妻たちは夫婦だけを殘して先を急いだが、ワン＝デらも快癒した後、寧古塔で一行に追いついた。(52) こうして寧古塔から先は、ふたたび全員がそろって旅行を續けた。四月二十三日以前のことである。

リダカを護送して吉林から上京した吉林佐領トジンタイらも、新妻の一行に隨行していっしょに北京を出發している。かれらは吉林まで同行して、吉林から寧古塔までは吉林驍騎校ウサンタイなどが守って行った。(53) さらに寧古塔から三姓までは寧古塔の防禦ヘンジュたちが從って、そして三姓から故郷までは三姓の官員が隨行したのである。(54)

第二章　ホジホンとサルガンジュイの再上京

故郷に戻ったホジホンとサルガンジュイには、それから以後も破格の待遇が約束されていた。ホジホンとサルガンジュ

イは、他の邊民と同じく毎年貂皮を一枚ずつ貢納する義務があったが、そのみかえりに受け取るウリンの内容は、ふつうの邊民よりも優遇されていた。ホジホンの場合は、一般のハライダと同等の待遇を受けることができ、またサルガンジュイの場合は、ハライダよりもさらに上位に置かれていた(55)。ウリンの細目は、**表4**のとおりである。ただかれらが歿すると、その地位は自然に消滅したらしい。たとえばブルガル氏族のイラクに嫁いだ妻は、乾隆五十八年に病氣で亡くなったが、残された遺族は地位を世襲できずに、バイニヤルマの地位に格下げされたのであった(56)。

ところで『寧古塔副都統衙門檔案』を調査していて、わたしはホジホンとサルガンジュイに關する新事實を發見した。ホジホンとサルガンジュイたちは、それからもたびたび北京に里歸りしているのである。わたしが氣がついた事例だけでも、表にすると次のようになる（**表5**）。雍正十三年（一七三五）には、イトゥヒヤヌとその妻が北京に里歸りしているが、**表1**によると、イトゥヒヤヌはそれより六年前の雍正七年に、ホジホンとなった人物である。實はこのとき息子のショーシナもまた、ホジホンになるためにイトゥヒヤヌに同道していた。それからショーシナ自身も、乾隆七年（一七四二）と十二年の二度、妻とともに北京に再上京している。さらに乾隆十四年にはイェシケとその妻が北京まで來ているが、同様にイェシケは同四年にホジホンとなっていた。また乾隆十三年にはキジン姓のホジホンに嫁いだサルガンジュイが、單獨で北京に里歸りしているが、ドーウン村に居住するホジホンとは、ドゥワンセのことにちがいない。ドゥワンセは雍正十二

表4 邊民に支給するウリン（雍正十二年當時）

品目＼階層	サルガンジュイ	ホジホンとハライダ	ガシャンダ	デオテジュセ	バイニヤルマ
彭緞	三丈五尺		二丈三尺五寸	二丈	
粧緞	一尺三寸	一尺八寸	一尺八寸	一尺三寸	一尺三寸
帽緞	二尺五寸				

蟒緞	閃緞綿紬	金紬	白絹	紅絹	綠絹	裏絹	青毛布	白布	家機布	高麗布	綿花	梳き櫛	櫛	針	ハンカチ	ひも	綿糸	漆	綿糸（裁縫用）	ボタン	皮箱	皮小箱
	六尺	一疋	一〇丈	三丈八尺五寸	二丈五尺	九尺	六疋二尺五寸	二丈			三四両	二個	二個	一〇〇本	二枚	五對と二本	五束	一個		一二個	一個	
一疋			四丈五尺	二尺五寸		六尺	八疋	二丈	三尺一寸	一丈	二六両	一個	一個	三〇本	一枚	三對	三束		四錢	八個		一個
			四丈五尺	二尺五寸		六尺	七疋	二丈	三尺一寸	一丈	二六両	一個	一個	三〇本	一枚	三對	三束		四錢	八個		
			四丈	二尺五寸		六尺	七疋	二丈		一丈	二六両	一個	一個	三〇本	一枚	三對	三束		四錢	八個		
				二尺五寸		六尺	八疋	二丈		四丈	二六両	一個	一個	三〇本	一枚	三對	三束		六錢	八個		

（典據）『寧古塔副都統衙門檔案』第二九册、雍正一二年正月二六日の條。

年にホジホンとなったが、このときにはすでに亡くなっていたのだろう。残るチルバヌ・クリ・ミョーティンの三人は**表1**には見えないが、ホジホンであることはうたがいない。なおチルバヌ自身は早くに亡くなっていたとみえて、いつも妻だけで里帰りをしている。

表5に關するかぎり、再上京したホジホンとサルガンジュイは七人ないし八人で、そのうちチルバヌの妻は三ないし四

表5　再上京したホジホンとサルガンジュイ

年　月①	再度北京に行ったホジホンとサルガンジュイ	氏　族	村　落	階　層	持参した毛皮②	その他	典　據③
雍正七年（一七二九）	Cirbanuの妻	Fiyaka	Uktun		(獻)黑狐皮二、貂皮五〇		寧四九、乾二二、二一
一二年　七月	Cirbanuの妻				(獻)黑狐皮三、貂皮一〇〇		寧二九、雍一二、七、二一
					(旅)貂皮一〇〇		
一三年　六月	Ithiyanu・妻	Fiyaka	Koiman	ガシャンダ	(獻)黑狐皮二、貂皮五〇	雍正七年にホジホンとなる	寧三一、雍一三、六、二一
					(旅)赤狐皮一〇、貂皮一〇〇		
一三年　八月	Kuri・妻	Ujala	Ujala		(獻)黑狐皮四、貂皮一〇〇		寧三一、雍一三、八、二一
					(旅)赤狐皮一〇、貂皮四〇		
乾隆　四年一〇月（一七三九）	Cirbanuの妻				(獻)黑狐皮三、貂皮一〇〇		寧三七、乾四、一〇、二三

七年　六月	Siyoosina・妻	Fiyaka	Koiman	ガシャンダ	(献)黒狐皮三、貂皮一〇〇 (旅)赤狐皮二〇、貂皮五〇〇	雍正一三年にホジホンとなる	寧四二、乾七、六、八
七年　七月	Kuri・妻				(献)黒狐皮四、貂皮一〇〇 (旅)貂皮六〇〇		寧四二、乾七、七、一九
一一年	Miyooting・妻	Fiyaka	Hasulgi		(献)黒狐皮三、貂皮一〇〇	北京に行く途中で、夫婦ともに病没	寧四九、乾一二、二、一一
一二年一〇月	Siyoosina・妻				(献)黒狐皮二、貂皮一〇〇 (旅)貂皮三〇〇、あごひげあざらし皮二〇〇		寧五〇、乾一二、一〇、一六
一三年閏七月	妻(Duwangseの?)	Kijin	Doo Ung		(献)黒狐皮二、貂皮一〇〇		寧五二、乾一三、閏七、五
一三年　八月	妻(Cirbanuの?)	Fiyaka	Uktun		(献)黒狐皮二、貂皮一〇〇 (旅)貂皮二六		寧五二、乾一三、八、二三
一四年　八月	Yesike・妻	Saimar	Kihecen	デオテジュセ	(献)黒狐皮三、貂皮一〇〇 (旅)貂皮三〇〇	乾隆四年にホジホンとなる	寧四七、乾一四、八、九

註①　年月は、寧古塔に到着したとき。
②　(献)は献上した毛皮を、(旅)は旅費として持参した毛皮を表わす。
③　寧は『寧古塔副都統衙門檔案』を指す。寧の後の數字は檔册の通し番號を、また雍は雍正、乾は乾隆、嘉は嘉慶の略で、それ以下の數字は順に年、月、日を表わす。

度北京に行っている。ショーシナとその妻、およびクリとその妻はともに二回、他の人びとはみな一回である。かれらはその前にホジホンになるため北京に入っているので、上京の回数はそれぞれさらに一回ずつ増えることになる。ホジホンたちの行動力には驚くほかないが、それにもまして目を見張らされるのは、かれらが獻上した莫大な量の毛皮である。

ホジホンとサルガンジュイは再上京するときにも、一定の毛皮を獻上する義務があった。かれらが獻上した品の中には、必ず黒狐皮と貂皮とが含まれている。黒狐皮の場合は多いもので四枚、少ないものは二枚であるが、二枚と三枚が多いようである。一方貂皮については、ほとんどの人物が百枚貢納しており、五十枚を納めたものは二名にすぎない。したがって黒狐皮は二ないし三枚、貂皮は百枚というのが、一應の基準ではなかったかと考える。いずれにせよホジホンになるために一度上京して、それから數年後にふたたび、これだけ大量の毛皮を蓄積することができたのである。(57)

かれらが貢納する毛皮は、内務府が收めることになっていた。それらの毛皮を購入する價格は、始めは一定していなかったが、雍正七年にチルバヌの妻が上京したときに、毛皮の等級に應じて買い取ることが正式に決まった。(58) このときチルバヌの妻が獻上したのは、黒狐皮二枚と貂皮五十枚であったが、製造庫（工部）において毛皮の品質を調べて、黒狐皮は一等として一枚につき銀二十兩を支給して、貂皮は三等とみなして一枚銀三兩とし、それを木綿五疋に換算することになった。それから雍正十二年にチルバヌの妻が、ふたたび毛皮を貢納したときには、雍正帝がじきじきに黒狐皮の評價價格を上げるように命じて、一等の黒狐皮は一枚につき銀五十兩、二等のものは四十兩を與えることにした。さらに乾隆四年にチルバヌの妻がみたび上京した際には、三等の黒狐皮を銀三十兩で購入することを新たに追加して、以後これが定例化する。たとえば乾隆十一年に上京したフィヤカ姓のミョーティンとその妻は、二等の黒狐皮二枚と三等の黒狐皮一枚、それに三等の貂皮百枚を獻上したので、定例に従って銀百十兩と木綿五百疋を與えている。(59)

上京に際してホジホンたちが持參したのは、獻上用の毛皮だけではなかった。ホジホンの多くはそれとは別に道中の旅費と稱して、大量の毛皮を持ちこんでいる。かれらが貂皮を數十枚から百枚程度持參するのはふつうであって、三百枚

（乾隆十二年）とか五百枚（乾隆七年）とかを持ちこんだショーシナのような例もあるし、六百枚を持参したクリの例（乾隆七年）もある。特殊な毛皮としては、赤狐皮を十枚から二十枚までの數量で、イトゥヒヤヌ・ショーシナ父子とクリが持参している。それから興味深いのは、dangguri である。乾隆十二年にショーシナは、dangguri を三百枚持って旅行しているが、dangguri という單語はどの滿洲語文語辭典にも收錄されておらず、滿洲語には本來存在しなかったと考えられる。おそらくは鄰接する住民の言語から借用した單語なのであろう。サハリンの北部に居住するウイルタ語には、(60) dauŋgari という單語があり、同じくサハリンにいるニヴフ語にもまた、dawŋ̌r なる單語があって、(61) これらのことばが滿洲語 dangguri にあたると考えられる。ともにあごひげあざらしを指すという。他方『トゥングス＝滿洲諸語比較辭典』にも ɲaŋ̣ā の項目があって、トゥングス諸語の語形を並記しており、上記の單語に該當することはまちがいないが、ただ同辭典ではその意味をとどと解している。(62) 詳細は今後の研究に待たねばならないが、本稿においては一應、あごひげあざらしとしておく。(63) 一般に北京への往來の道中では、清が援助を與えるので、ホジホンたちがこれだけの毛皮を全部旅費に費やしたとは考えられない。準備した旅費の大部分は、中國の物資を購入するためや、かれらを世話する中國人たちに心附けとして使用したにちがいない。

なお北京まで里歸りするホジホンとサルガンジュイに對して、往復の道中に護衞の官と兵を附けて、牛車・馬・食料を支給したことは、ホジホンになるために上京したときと同じである。たとえば乾隆七年に北京に向かったウジャラ氏族のクリとその妻は、從僕三人を道連れに伴っていた他、獻上用の黑狐皮四枚と貂皮百枚、さらに旅費として貂皮六百枚を持參していたが、寧古塔副都統チャンシェンは定例に從って、驛の牛車一臺・馬一頭を支給して、委署驍騎校アスハと領催・兵四人にかれらを護送させた。(64) クリはその他に食料も要求しているが、同樣にそれも認められたと考えられる。(65)

なお乾隆十一年（一七四六）にミョーティン夫妻が再上京したときには、妻は行く途中の山海關で八月二十二日に、夫は北京に到着した後の十月二十四日にともに病死をしている。(66) そこで清は本來ならばミョーティン夫妻に與えるはずの銀

と木綿を、同行してきた兄のガルンガに渡して、故郷のハスルギ村にあるミョーティンの家まで送っていかせた。途中吉林・寧古塔・三姓と經由して、最後は三姓の正白旗ギルヒオ佐領の委署驍騎校イェンゲがハスルギ村まで護送している。故郷にはミョーティンのもうひとりの妻と男の子が、歸りを待っていたという。(67)

さて生命の危險と多大な苦難をかさねながら、ホジホンたちはなぜ何回も北京に旅行しなければならなかったのであろうか。かれらの心をつき動かした理由の一つは、人間としての自然な感情であろう。地の果てにも均しい邊境に嫁いだサルガンジュイにとって、北京は懐かしい故郷であり、その故郷に里歸りをして家族に會いたいという氣持は、だれにも理解できるものである。一方ホジホンにしてみれば、一度見た大都會の華やかな印象は、いつまでも忘れがたかったであろう。しかしそれよりも本質的な動機は、經濟的な欲求であった。かれらが大量の毛皮を持參したことが、そのすべてを物語っている。ホジホンたちはそれによって、中國の物品を獲得することがねらいだったのである。獻上した毛皮のみかえりに清から支給される銀の他にも、故郷から持ちこんだ旅費の毛皮を民間の市場で賣却すれば、自らが望む中國の品々を手に入れることが可能である。こうした中國の製品は、ホジホンの家族が自ら消費するばかりでなく、周邊の人びとに轉賣すれば、さらに大きな利益を生むことになる。ホジホンたちは物々交換を繰り返すことによって、我々の想像を越える大きな經濟力をもったのである。

第三章　ホジホンと北方交易

本章においては、ホジホンたちの出現を可能にした理由を、清によるアムール川下流の統治體制と關連させながら考えることにする。清朝がアムール川下流の邊民に對して課した義務は、毎年一戸につき貂皮一枚ずつを貢納することであった。大多數の邊民は寧古塔（のちには三姓）まで貢納に出かけたのであるが、アムール川の河口附近と左岸地域・沿海地方に居住する一部の邊民については、貢納の地點を指定して、毎年寧古塔と三姓から旗人を派遣し、貂皮の徴收を行なっ

た。[68]

一般にこれらの進貢地點は、政治的かつ軍事的な觀點から周到に計畫されていた。

アムール川の河口附近に設置された進貢地點でもっとも古いのは、ディヤンホンコ村である。『寧古塔副都統衙門檔案』雍正十二年八月十九日の條によると、サハリン（海島）に住むテメイェン・カダイェ・ディヤンチャン・ワルル・チョリル・ドボノンゴ・シュルングル・プニヤフン・チュウェニなどの氏族（姓）は、アムール川の沿岸にあったディヤンホンコまで貢納していたという。ディヤンホンコ村というのは、かつて奴兒干都司が置かれたティルの丘附近にあったとみられる。[69] さて清の勢力がアムール川の河口からサハリン地域に浸透したのは、ネルチンスク條約を締結した翌年の康熙二十九年（一六九〇）ごろと考えられる。鑲藍旗蒙古都統バハイらは、この年にアムール川の左岸地域を初めて本格的に調査したが、[70] それと並行して吉林副都統バルダは一隊を率いて、河口附近からサハリン北部を調査し、住民五十三戸を邊民に組織した。[71] さらに同五十年には待衞班領サルチャンらがふたたびサハリンの調査を行なって、翌年には住民八十六戸が初めて朝貢をしている。[72] これらの邊民が生活する地域は、寧古塔からの距離が餘りに遠かったので、寧古塔副都統は寧古塔の代わりにディヤンホンコを貢納の地點に指定したが、その歷史が示すとおりディヤンホンコ村は、アムール川河口附近とサハリンににらみをきかすには格好の位置にあった。ディヤンホンコを進貢地點に決定した時期は、邊民の組織ができてまもなくのことであったと推測される。

それからしばらくして寧古塔副都統は貢納の場所を、ディヤンホンコから上流のプルに移している。[73] 『寧古塔副都統衙門檔案』乾隆十九年正月二十四日の條によると、サハリンに居住するクイェ・オロンチョン・カダイェ・ワルル・チョリル・ドボノンゴ・チュウェニ・プニヤフン・シュルングルなど九氏族五百戸は、プルに貢納しているという。プルという村落は、アムール川の河口を遡るといくらか遠くなるが、トィミ川を通ってアムール川に出ると、サハリンからでもそれほど遠くはない。[74] ただなぜプルに變更したのか、その理由はよくわからない。

續いて設けられた進貢の地點は、キジ湖近くのキジ村であった。清は雍正十一年以降にサハリン南部の六姓百四十六戸

地圖　貢納地點とホジホンの出身地

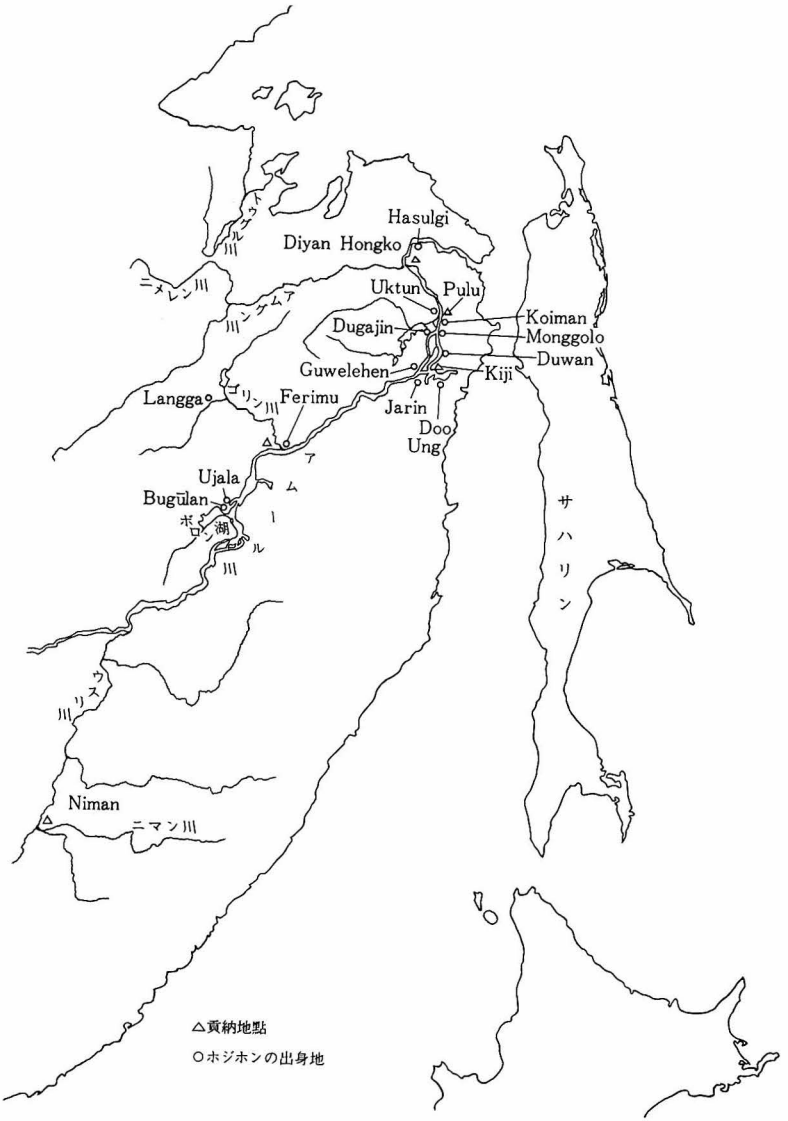

を邊民に組織したが、これらの邊民は三姓副都統が所管して、キジ村において貂皮を徴収することになった。(75) キジ湖とキジ村には、サハリンからアムール流域に入る交通路の一つが通じていて、サハリン南部の住民を統制するのにつごうがよかった。

その他に寧古塔副都統は、キレルのもとにも早くから官員を派遣していた。たとえば乾隆三年には鑲白旗佐領ヤルタイと筆帖式バルスなどを派遣して、ヘジェフィヤカとキレルから貂皮三百七十枚を徴収している。(76) この時期の文獻に現われるキレルは、一般にアムール左岸の少數民族を指すことが多い。ゴリン川はアムール川左岸地域とアムール川水系をつなぐ動脈であって、内陸部やアムグン川の上流方面とも、比較的簡單に連絡することができる。(77) おそらく交通の要衝であったゴリン川の河口附近に、邊民の進貢地點を設けていたのだろう。

それから沿海地方の東部に居住したキヤカラ・バンジルガンの二氏族四十五戸が、康熙五十二年に清に從屬したが、五十七年ごろから寧古塔副都統はこれらの邊民に對して、ウスリ川東岸の支流ニマン川河口において、隔年に一度二年分の貂皮をまとめて徴収している。(78) このニマンもまた、沿海地方とウスリ川とをつなぐ要衝であったとみられる。

邊民の貢納地點に指定されたディヤンホンコ・プル・キジ・ゴリン川河口・ニマンは、共通した性格をもっている。いずれも交通の要衝に位置しており、そこを據點に遠隔の地域を統制するには絶好の立地條件を備えていた。同時にこれらの地點は、寧古塔と三姓の旗人が通うのにつごうがよいばかりでなく、邊民が各地から集まるにも便利がよかった。そしてこうした人の動きにともなって様々な毛皮が大量に流入したのである。

清がアムール川の下流地域に派遣した船團は、大體十數人から五十人までの人員からなっていた。たとえばプルに出かけた船團は、佐領または防御一人・筆帖式一人・兵四十人で構成するのが、標準の規模であった。(79) かれらが果たすべき職務は、邊民から貂皮を徴収して、みかえりにウリンの品々を賞することであって、私的な營利行爲は認められていなかった。しかし現實にはしばしば職務の範圍を逸脱して、邊民との間に不法な交易を行なっている。というのもそもそも清

は、民間人が三姓より下流の地域に侵入することを嚴しく禁止していたので、[80] 年に一度寧古塔と三姓から旗人たちが、アムール川を下ってやってくる機會は、附近の住民にとって中國人や中國の製品と接觸できる、ほとんど唯一のチャンスであった。そのときを待ちかねて、近郷近在から多數の住民が、約束の場所に集まってきて、大規模な物々交換を行なったのである。その際に清の旗人と邊民の間ばかりでなく、一般の住民どうしでも取引が活潑に行なわれた。このような私的な交易のもようは、間宮林藏の『東韃地方紀行』に生き生きと描かれている。住民たちは毛皮・にかわ・鳥の羽などを市場に持ちこんだが、この中では毛皮がもっとも重要であった。かれらはこれらの商品との交換に、中國の製品とくに衣類・日用品などを買い求めた。[81]

この結果アムール川の下流地域では經濟活動が盛んとなって、人の流れが加速されたばかりでなく、大きな物流のうねりが形成されることになった。そしてアムール川の下流地域と周邊の地域との間には、交易のネットワークが成立した。有名な山丹交易も、こうしたネットワークの一つである。[82] 上述した黒狐皮・北極狐皮・赤狐皮・あごひげあざらし皮などは、いずれもシベリアやオホーツク沿岸などの遠方から運んできたものである。同様に貂皮もまたアムール川左岸にかぎらず、サハリンその他各地で生産されたものであった。ホジホンたちはこうした交易のネットワークをたくみに利用して、毛皮を集中的に買い集めるのに成功した人びとであったと考えられる。以下に論ずる如くホジホンの出身地がプル・キジ・ゴリン川沿岸に集中するのは、この推測を裏附けるものである。

ここでホジホンの出身地を調べてみると、ほとんどの場合が邊民の進貢地點に近接している。まず下流の方から見ていくと、フィヤカ姓のホジホン五人が出た村は、全部で四つあるが、このうちウクトゥン・コイマン・モンゴロの三村は、ウドィリ湖から流れ出た川がアムール川に流入する附近の沿岸に位置して、アムール川の河口とキジ湖のちょうど中間にあたる。アムール川左岸地域にはウドィリ湖・ビチ川・ピリダ川を經由して容易に入れるし、さらにトィミ川を遡れば海岸地方にも達することができる。またハスルギ村は、アムグン川の河口附近にあったと推測される。これからみると、ホ

ジホンたちの村落は、清朝が貢納地點に指定したディヤンホンコとプル村とは、ほんの至近距離であった。

キジン姓のホジホン三人が居住した村落のうち、ドゥガジン村はもっとも下流で、モンゴロ村の少し上流に位置していた。それに對してドゥワン村は、それより上流のドゥワニ＝タルガ附近にあったと推定され、さらにドーウン村はキジ湖に注ぐドーワン川の沿岸に存在した村落と考えられる。(83) 次にハルグン氏族のティムシンガであるが、どこが出身地であったのか、記錄にはみえない。ただハルグン氏族自體は、キジ湖のすぐ下流、カディ湖周邊に居住したので、(84) ティムシンガも同地域に住んでいたと考えられる。またブルガル氏族に關しては、ゴクダフンが居住したジャリン村は、キジ湖のやや上流にあって、キジ湖から流れ出た川がアムール川と合流する地點の南岸にあった。一方グウェレヘン村は、ジャリン村の對岸に位置していた。以上の如くキジンなど三氏族のホジホンたちは、進貢地點のキジ湖とその周邊に集中している。

さらに上流に目を移してみよう。サイマル氏族のホジホンは全部で三人いたが、(85) 一般にサイマル氏族は、ゴリン川の沿岸に分布しており、ランガ村はゴリン川の西岸にあった村と推定される。(86) 殘ったキヘチェン村については、現在まで手がかりはないが、やはりゴリン川の沿岸にあったにちがいない。續いてキレル姓というのは、左岸地方のエヴェンキ族と推定され、ゴリン川の水系近くにいたとみられるが、ヘクジンゲ村の位置は不明である。またビルダキリ氏族のホジホン、ミヤタはフェリム村の出身であるが、フェリムというのは、ゴリン川河口のすぐ下流にあった村である。この地域でもホジホンたちの出身地は、進貢地點のあったゴリン川沿岸に集まっている。

もっとも上流部に生活する邊民のうちでは、ヘチケリ・ウジャラの二氏族からホジホンが出ている。ヘチケリ氏族のホジホン、キブサはブグラン村の出であるが、ブグラン村というのはボロン湖附近にあったとみられる。一方ウジャラ氏族のジャオウヌが住んだピユリ村の位置は不明であるが、もう一人のクリが生まれたウジャラ村は、ボロン湖東岸にあった古い村落である。ボロン湖は、アムール左岸地域とアムール本流とを連絡する水路となっており、これらのホジホンたちは、この水路に沿って居住していたのである。ただこれらの氏族に、ホジホンが一人か二人しかいないというのは、人口

比からすれば決して多い人數ではない。この地域の住民が毛皮を收集することは、やはり困難であったのだろう。以上のようにホジホンの出身地は、大體物流の據點であった進貢地點と重なるが、それは偶然ではなかったのである。

さて上述したホジホンの中でもっとも注目すべき人物は、イトゥヒヤヌとショーシナの親子であろう。イトゥヒヤヌらは二人で五回も上京しており、そのたびに莫大な數の毛皮を中國にもたらした。それらの毛皮をすべて合計すると、イトゥヒヤヌについては、黑狐皮六枚・北極狐皮十八枚・赤狐皮四十六枚・貂皮四百五十四枚で、ショーシナは銀狐皮一枚・黑狐皮七枚・北極狐皮二十七枚・赤狐皮五十六枚・貂皮千四百四枚・あごひげあざらし皮三百枚であった。イトゥヒヤヌの親子は、毛皮を集めるネットワークを各地にはりめぐらしていたのである。

イトゥヒヤヌは乾隆七年にキジにおいて、クフン姓のホジホン、ダイジュとサハリンのガシャンダ、アカトゥスなど三人を殺害した。[87] この事件もまた、イトゥヒヤヌの交易活動が原因で引き起こされたとみられる。そのころ貂皮を徵收するためキジに來ていた三姓の八旗官員が、このことを寧古塔將軍鄂彌達に報告したので、鄂彌達は翌八年に自ら寧古塔に赴いて、寧古塔協領フシュンなどを派遣し、イトゥヒヤヌなど八人を逮捕して、ダイジュの祖母と兄などとともに寧古塔まで連行させた。またサハリンには三姓協領ヘボーらを遣わして、ヘボーは重病にかかって途中で引きあげたが、防禦ジブキオたちはアカトゥスの關係者であるシュルングル姓のハライダ、チチャイとトー姓のハライダ、ヤルチをキジまで連行した。[88] しかしチチャイとヤルチは寧古塔まで同道することを拒否して、夜陰にまぎれてキジを脫出したのであった。

サハリンの關係者が缺席したまま、寧古塔においてイトゥヒヤヌの裁判が行なわれた。イトゥヒヤヌにいかなる判決が下ったのか、史料には見えないが、當然死刑の判決が出たものと考えられる。わかっているところでは、その子ユンギヤヌに對して、首枷と杖刑の判決が下っている。[89] ところがたまたま同年九月に、乾隆帝が東巡をして恩赦を行なったので、その刑は執行されることはなかった。[90] イトゥヒヤヌたちは寧古塔に移されて、毎年各丁二枚ずつ貂皮を貢納することを義務づけられただけで終った。[91] ショーシナはちょうど北京に上京していて、事件とは無關係であったのだが、乾隆十年には

寧古塔に移されている。しかしショーシナは十二年にも北京に入っているし、比較的に自由を認められていたらしい。そして乾隆二十年には寧古塔から脱出したのである。[92] もう一人の子ユンギヤヌもまた、二十八年に寧古塔を脱出している。[93]

イトゥヒヤヌらに殺害されたダイジュは、クフン姓のホジホンといわれるが、乾隆十五年の邊民組織にはクフンという集團は見あたらない。ただ寧古塔協領フシュンがダイジュの關係者を迎えに行っているので、寧古塔副都統の管轄下にあったことはまちがいない。クフン姓は、アムール川の河口附近に居住したニヴフ族であろう。もう一人の被害者アカトゥスはサハリンのガシャンダであって、[94] その上司とみられるハライダのチチャイは、サハリンの中部クタンギ（コタンケシ）に家があり、同じくヤルチはそれから東北へ一日の距離であったダリカ（タライカ）に居住していたとみられる。[95] 遠く隔たったアムール川下流の住民とサハリン中部の住民が關係を結んで、ついには衝突を起こすに至った理由とは、いったいいかなるものだったであろうか。事件が起こった場所がキジであったことからして、わたしはそれを交易上の諍いと想像する。すなわちアカトゥスらサハリンの住民がキジまで貢納と交易に出かけて、その際にイトゥヒヤヌとダイジュ三者の間でトラブルとなり、殺人事件に發展したと考えるのである。

イトゥヒヤヌの事件と類似した殺人事件は、他にも報告されている。たとえば康熙五十九年（一七二〇）ごろキジ村の住民が、サハリンの人一名を殺害する事件を起こした。そのためにサハリンに住む七か村の邊民は、この年に貢納を行なわなかったので、事態が深刻化することを憂慮した寧古塔副都統は、ただちに筆帖式ゲルセイを調停に向かわせている。[96] ただ事件の原因は、明らかでない。さらに閒宮林藏もまた、サハリン西岸のアイヌ人古老から聞いた話として、イトゥヒヤヌの事件とほぼ同じ時期に起こった殺人事件を詳しく記述している。すなわちサハリンに交易に來た大陸のスメレンクル（ニヴフ族）・サンタン（オルチャ族）十人ほどをアイヌ人たちが殺害して掠奪をはたらいたので、翌年に滿洲人が船三隻でやってきて、首謀者から寶器をとって贖罪させ、さらにその子二人を人質にして連れていったという。[97] 加害者と被害者を逆にすれば、事件の狀況はイトゥヒヤヌ事件とそっくりである。いずれにせよこの殺害事件は、交易上のトラブルが原

因であったのである。一般にサハリンとアムール川下流の住民との間では、同様な争いがしばしば起こっていたと考えられる。イトゥヒヤヌ事件やキジ村の殺人事件の原因もまた、交易をめぐる争いであったにちがいない。

ホジホンが積極的に交易に關與したことを證明する史料が、もう一つ存在する。上述した如く鑲藍旗蒙古都統バハイたちが、康熙二十九年に康熙帝の命を受けてアムール川左岸地域を調査したときに、アムグン川の源流附近にロシアとの國境を示す牌樓を建てて歸ってきた。ところが雍正十二年十二月十四日附けの領侍衞内大臣・英誠公豐盛額の上奏によると、この牌樓についてフィヤカ地方のガシャンダ、端色は次の如く報告している。(98)

七、八年前にこの牌樓が倒壞して、最近二、三年はロシア人が前のように越境して狩獵しております。ロシア人の中には、わたしたちがしかけたわなに入った貂を掠奪するものまでおります。もしこの牌樓を復舊して標識とし、もとの如くロシア人の越境を禁止できれば、わたしたちには大きな利益であります。

端色という人物は、いったいだれであろうか。上奏の日附が雍正十二年十二月であることを考えると、かれこそはホジホンになるために同年七月に寧古塔に到着した、キジン姓のドゥワンセにちがいない。ドゥワンセは北京に着くと、早速これを豐盛額たちに話したのだろう。ドゥワンセはバハイがつくった牌樓が七、八年前に倒壞したことと、そのためにロシア人が國境を越えて、邊民の狩獵を妨害していることなどを知っていた。ドゥワンセはアムール川の左岸地域と緊密な關係をもっており、しかもかなり早い時期からそうであったと考えられる。ドゥワンセが自らアムール川の左岸地域に入ってそれを發見したのか、あるいはアムール川左岸の住民からその情報を傳達されたのか、明らかではないが、いずれにせよドゥワンセとアムール川左岸の住民とが接觸するのは、貂皮など毛皮の交易を通じてであったであろう。ドゥワンセが廣い範圍の住民と交易を行なったことは、このことからも明らかである。毛皮交易を企業的に行なったホジホンは、イトゥヒヤヌやドゥワンセなど一二の人物にとどまらない。ホジホン一般に共通する性格であったのである。

おわりに

邊民が上京して北京の女性を妻に娶るというこの制度は、十八世紀半ばに最盛期を迎えて、以後しだいに縮小に向かう。乾隆十五年（一七五〇）に邊民の定額化が實施されて、ホジホンとサルガンジュイも、すべて定額の二、三九八戸内に押し込められ、それから新たな戸數の增加は、原則的には認められなくなった。當時サルガンジュイは全部で十五人を數え、ホジホンの人數もその前後であったとみられる。[99] おそらくこの前後がその人數のピークであったであろう。十五年以降上京する邊民は大幅に減少して、十年か十數年に一人という割合になり、またホジホンとサルガンジュイが再上京することも、表にみるかぎりなくなってしまった。

邊民の定額化という方針轉換に、邊民たちが何らかの制約を受けたことはまちがいない。ここで思い出されるのは、禮親王昭槤『嘯亭雜錄』の記述である。それによると嘉慶年閒になると、ヘジェフィヤカたちが毛皮を獻上するのは吉林將軍であって、これに對して吉林將軍は民閒の女性を求めて、紅い輿に乘せ皇女と騙って、恩賞とともにヘジェフィヤカたちに送ったという。[100] ここではすでに制度そのものが變更になって、邊民は北京に上京することなく、吉林で目的を達している。邊民たちはこの時期にはわざわざ上京しても、以前のように優遇されるという保證はなかったので、もし他の地域でまに合えば、上京するまでもなかったのであろう。

ただ毛皮の交易自體には、當時大きな變化が起こった兆候はみえない。たとえば大陸・サハリン・北海道を結ぶ山丹交易は、それからも順調に推移したかの如くである。十八世紀末から十九世紀始めにかけて、サハリンには大陸から毎年のように、キジ・モンゴロ・コイマン・ドゥワンなどの村落出身のサンタン人が船團を組んで、毛皮の貿易に出かけていた。とくにキジ村に居住したブヤンゴウというガシャンダは、三十年餘りも引き續いてサハリンまできて、アイヌの人たちと貿易を行なったといわれる。たとえば寛政二年（一七九〇）・寛政四年・享和元年（一八〇一）の三回、當時サハリンを

調査にきていた最上徳内たちが、貿易にきたブヤンゴウを目撃している。(101) ブヤンゴウはサハリンと清朝の間を往復して、サハリンで買い集めた毛皮を、清に送って穀物・金・玉などと交換して、それらをふたたびサハリンにおいて賣り捌いていた。ブヤンゴウに代表されるサンタン商人こそは、ホジホンたちの後継者といえるであろう。

註

(1) 邊民とは戸籍上の概念であって、民籍にも旗籍にも入らなかった邊境の少數民族を、清朝は邊民と總稱した。したがってアムール川流域以外にも邊民は存在したのだが、本稿ではもっぱらアムール川流域の住民を指すことにする。なお邊民制度に關しては、拙稿「清朝邊民制度の成立」(『史林』第七〇巻第四號、一九八七年)、「十八世紀末アムール川下流地方の邊民組織」(『人文學科論集』〈鹿兒島大學法文學部〉第三四號、一九九一年)、「閻宮林藏がデレンで出會った中國人」(神田信夫編『日本所在清代檔案史料の諸相』東洋文庫清代史研究室、一九九三年)、「十七世紀以降の東北アジアにおける經濟交流」(『松村潤先生古稀記念清代史論叢』汲古書院、一九九四年)などを參照。

(2) 關嘉錄「里達喀及其進京納婦淺析」(『歷史檔案』一九八二年第四期)、楊余練・關克笑「清朝對東北邊陲民族的聯姻制度」(『黑龍江文物叢刊』一九八四年第二期)。

(3) 拙稿「リダカとトジンガ」(『鹿大史學』第三八號、一九九一年)。

(4) 李興盛『邊塞詩人吳兆騫』(黑龍江人民出版社、一九八六年)を參照。

(5) 『黑龍江將軍衙門檔案』第二七四册、康熙四十八年四月十三日の條。なおイエズス會士らによる本土の地圖測量については、太田美香「『皇輿全覽圖』についての新史料」(『史觀』第一一三册、一九八五年)、馮寶琳「康熙《皇輿全覽圖》的測繪考略」(『故宮博物院刊』一九八五年第一期)などを參照。

(6) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一二册、康熙四十八年六月十二日の條。

(7) J. B. Du Halde, *Description géographique, historique, chronologique, politique, et physique de l'empire de la Chine et de la Tartarie chinoise*, vol. 4, Paris, 1736, p. 13. また英譯 *The General History of China: Containing a Geographical, Historical, Chronological, Political and Physical Description of the Empire of China, Chinese-Tartary, Corea and Thibet*, vol. 4, London, 1741, p. 103.

(8) イエズス會士の史料に關しては、一度讀んだ後永く失念していたが、本年一月末に池上二良先生にお會いしたとき、池上先生からご指摘をいただいた。記して謝意を表す。

(9) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五九册、乾隆十九年十月十五

日、および第六一冊、乾隆二十年九月十六日の條。

(10) 『三姓副都統衙門檔案』乾隆八年閏四月八日の條。遼寧省檔案館他譯編『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』(遼瀋書社、一九八四年)第一四〇號檔案は、その中國語譯である。わたしはイトゥヒヤヌのことを、かつて『三姓副都統衙門檔案』に從ってイトゥヒエヌと呼んだが、今後は『寧古塔副都統衙門檔案』によってイトゥヒヤヌと稱することにする。

(11) 『カラフトナヨロ文書』の構成と研究史に關しては、池上二良「カラフトのナヨロ文書の滿州文」(『北方文化研究』第三號、一九六八年)を參照。

(12) 滿洲語のテキストと翻譯は、前揭池上論文に從った。なお池上氏はオコブキオ Ok'obkio と讀まれるが、『三姓副都統衙門檔案』乾隆四十二年十月十日(『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第六九號檔案)の條などに從って、オコピオ Ok'opio と讀んでおく。

(13) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年三月一日の條。『寧古塔副都統衙門檔案』には、「Uktun gašan i niyalma」とあるが、「bai niyalma」の誤りであろう。『三姓副都統衙門檔案』嘉慶八年九月三日(『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一三九號檔案)の條を參照。

(14) 拙稿「十八世紀末アムール川下流地方の邊民組織」九六頁、表2—2を參照。

(15) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇三冊、乾隆四十年十月二日の條。

(16) 註(13)に同じ。

(17) 註(13)に同じ。

(18) 『極東露領に於ける毛皮』(日露協會報告8)(東京、一九二一年)二二—二四頁を參照。以下同じ。

(19) 田村實造・今西春秋・佐藤長編『五體清文鑑譯解』上卷(京都大學文學部、一九六六年)七〇二頁を參照。

(20) 『大清一統志』(嘉慶)卷六三、奉天府・土產・元狐の條。

(21) 『大清一統志』(嘉慶)卷六三、奉天府・土產・火狐の條。

(22) 拙稿「リダカとトジンガ」二〇頁を參照。

(23) 『寧古塔副都統衙門檔案』第二〇冊、雍正三年三月三日の條。

(24) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一九冊、雍正二年九月十七日の條。

(25) 註(23)に同じ。

(26) 一例をあげると、『寧古塔副都統衙門檔案』第七六冊、乾隆二十七年二月二十日の條。

(27) 註(13)に同じ。

(28) 一例をあげると、『寧古塔副都統衙門檔案』第四四冊、乾隆九年八月二十一日の條。

(29) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年三月二十八日の條。

(30) 註(13)に同じ。

(31) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年三月二十一日の條。

(32) 臨時臺灣舊慣調查會編『清國行政法』第一卷下(東京、一九一四年)二五五、二五六頁、黃十慶「清代的引見制度」

（『歴史檔案』一九八八年第一期）を参照。

(33) 『欽定大清會典』（光緒）巻四と巻二三。なお前掲黄論文、八二頁を参照。

(34) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五〇冊、乾隆十二年四月二十六日の條。

(35) 『寧古塔副都統衙門檔案』第七六冊、乾隆二十七年二月二十日の條。なお『清實錄』乾隆二十六年六月丁亥の條によると、乾隆帝はこの日（二十二日）圓明園から途中暢春園をへて紫禁城に歸った。

(36) 『國史列傳』巻二〇、宗室都爾嘉傳。

(37) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五五冊、乾隆十七年二月四日の條、および『欽定八旗通志』巻四、旗分志。

(38) 『寧古塔副都統衙門檔案』第七六冊、乾隆二十七年二月二十日の條、および『欽定八旗通志』巻五、旗分志。

(39) この段落は、註(13)、および『欽定戶部則例』（同治四年）巻九一、雜支・戶部支款によった。

(40) 註(31)に同じ。

(41) 前掲『清國行政法』第一巻上、八四、八五頁、および瀧川政次郎「清代文武官服制考」（『史學雜誌』第五三編第一號、一九四二年）三四―三九頁を參照。

(42) 前掲瀧川論文、二八―三三頁、および Valery M. Garrett, *Chinese Clothing: An Illustrated Guide*, Oxford University Press, 1994, pp. 71, 72.

(43) 註(34)に同じ。

(44) 『欽定大清會典事例』（光緒）巻一〇八九、供用、および註(39)に同じ。

(45) 註(31)に同じ。

(46) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年三月四日の條。

(47) 『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一三九號檔案は、その中國語譯である。

(48) 註(31)に同じ。

(49) 註(29)に同じ。

(50) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年四月十九日の條。

(51) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇一冊、乾隆四十年四月九日の條。

(52) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一〇二冊、乾隆四十年四月二十三日の條。

(53) 註(52)に同じ。

(54) 註(52)に同じ。

(55) 『寧古塔副都統衙門檔案』第二九冊、雍正十二年八月十九日の條。

(56) 『三姓副都統衙門檔案』乾隆五十九年七月二十五日（『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一三七號檔案）の條。

(57) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四九冊、乾隆十二年二月十一日の條。

(58) 註(57)に同じ。それによるとチルバヌの妻がふたたび再上京したのは、雍正十年のことになっているが、『寧古塔副都統衙門檔案』第二九冊、雍正十二年七月二十一日の條に從っ

て、雍正十二年に訂正する。

(59) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五〇冊、乾隆十二年九月五日の條。

(60) 池上二良『ウイルタ民俗語彙』(網走市北方民俗文化保存協會、一九八五年)一二頁を參照。

(61) 服部健「樺太ギリヤークの漁撈語彙」(『九學會年報』第四集、一九五二年)四九、五〇頁、Takeshi Hattori, Versuch einer Phonologie des Südostgiljakischen (I)—Phonembestand und Verteilung.(『北海道學藝大學紀要』(第一部A人文科學)第一三卷第一號、一九六二年)九六頁を參照。

(62) В. И. Цинциус, *Сравнительный словарь тунгусо-маньчжурских языков*, том 1, Ленинград, 1975, стр. 196.

(63) この段落については、池上氏から懇切なご教示をいただいた。記して謝意を表したい。

(64) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四二冊、乾隆七年七月十九日の條。

(65) 一例をあげると、『寧古塔副都統衙門檔案』第四七冊、乾隆十四年八月九日の條。

(66) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四八冊、乾隆十一年十一月二十二日、および第四九冊、乾隆十二年二月十一日の條。

(67) 註(59)に同じ。

(68) 拙稿「一七世紀以降の東北アジアにおける經濟交流」第一章を參照。

(69) 『大清一統志』(乾隆九年)卷三五、寧古塔・山川に、殷山嵎在城東北二千七百二十一里。上有二碑。

とある。殷山嵎はディヤンホンコのことであるが、その中の「二碑」とは、明の時に建設した二種類の永寧寺碑文を指すと考えられる。

(70) 『黑龍江將軍衙門檔案』第一〇冊、康熙二十九年三月十四日の條。また楊賓『柳邊紀略』卷一。

(71) 『寧古塔副都統衙門檔案』第二九冊、雍正十二年正月二十六日、および同冊、雍正十二年八月十九日の條。

(72) 註(71)に同じ。

(73) わたしはかつてプルを、南からキジ湖に注ぐフイリ川(現アイ川)に比定したが、その解釋は、誤りであった。ここに訂正を行なう。拙稿「一七世紀以降の東北アジアにおける經濟交流」四〇頁を參照。

(74) かつてウイルタ族が、このルートを通って移動を行なっていたことについては、А. В. Смоляк, *Этнические процессы у народов Нижнего Амура и Сахалина, середина XIX-начало XXдв.*, Москва, 1975, стр. 63. および石田英一郎「邦領南樺太オロッコの氏族に就いて(一)」(『石田英一郎全集』第五卷、筑摩書房、一九七七年)三三七頁を參照。

(75) 拙稿「一七世紀以降の東北アジアにおける經濟交流」四〇頁を參照。

(76) 『寧古塔副都統衙門檔案』第三五冊、乾隆三年九月六日の條。

(77) 拙稿「一七世紀以降の東北アジアにおける經濟交流」三九

頁を参照。

(78) 『寧古塔副都統衙門檔案』第八三册、乾隆三十年十一月二十一日、および第一三册、康熙五十七年二月二十七日の條。

(79) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五八册、乾隆十九年正月二十四日の條。原文には「janggin emke, bithesi emke, cooha dehi tucibufi…」とあるが、この janggin は佐領、または防御を指すと考えられる。

(80) たとえば『寧古塔副都統衙門檔案』第一一〇册、乾隆四十四年七月二十五日、および『三姓副都統衙門檔案』乾隆四十五年六月十日（『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一一五號檔案）の條。

(81) 註(55)に同じ。

(82) 末松保和「末期の山丹交易に就て」（『東亞經濟研究』第一三巻第二號、一九二九年）、竹内運平「山丹交易に關する考察」（『國學院雜誌』第三九巻第五號、第六號、一九三三年）、高倉新一郎「近世に於ける樺太を中心とした日滿交易」（『北方文化研究報告』第一號、一九三九年）、洞富雄『樺太史研究—樺太と山丹』（東京、一九五六年）などを參照。

(83) 拙稿「十八世紀末アムール川下流地方の邊民組織」八八頁を參照。

(84) 註(83)に同じ。

(85) 拙稿「十八世紀末アムール川下流地方の邊民組織」八七頁を參照。

(86) 拙稿「十八世紀末アムール川下流地方の邊民組織」八六、八七頁を參照。

(87) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四一册、乾隆七年十二月二日、および『三姓副都統衙門檔案』乾隆八年十月二十八日（『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一四四號檔案）の條。

(88) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四五册、乾隆十年三月七日、および『三姓副都統衙門檔案』乾隆八年閏四月八日、六月二十七日、八月八日、十月二十八日（『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一四〇號、第一四一號、第一四二號、第一四四號檔案）の條。

(89) 『寧古塔副都統衙門檔案』第四八册、乾隆十一年二月二十七日の條。

(90) 『清實錄』乾隆八年九月甲辰の條。

(91) 『寧古塔副都統衙門檔案』第五〇册、乾隆十二年十月八日の條。この年には五丁で計十枚の貂皮を貢納している。

(92) 『三姓副都統衙門檔案』乾隆二十年五月二十七日（『三姓副都統衙門滿文檔案譯編』第一四八號檔案）。

(93) 『寧古塔副都統衙門檔案』第七八册、乾隆二十八年十月六日の條。

(94) 註(87)に同じ。

(95) 拙稿「閔宮林藏の著作から見たアムール川最下流域地方の邊民組織」（神田信夫先生古稀記念論集編集委員會編『清朝と東アジア』山川出版社、一九九二年）一五七頁を參照。

(96) 『寧古塔副都統衙門檔案』第一四册、康熙五十九年八月二十四日の條。

(97) 『北夷分界餘話』附錄を參照。なおテキストは、洞富雄・谷澤尙一編注『東韃地方紀行』（平凡社、一九八八年）によ

った。

(98) 中國第一歷史檔案館『清代中俄關係檔案史料選編』(北京、一九八一年)第二八二號檔案。

(99) 『寧古塔副都統衙門檔案』第八三册、乾隆三十年十一月二十一日の條。

(100) 『嘯亭雜錄』巻九、和眞艾雅喀吉林東北有和眞艾雅喀部、……。至今其部落及歲時至吉林納聘、將軍卽購買民女、乘以紅輿代宗女、以厚奩贈之。其部落甚爲尊奉、初不計其僞也。

(101) それぞれ高橋寛光『瓦剌弗吐島雜記』(內閣文庫藏)、最上德內『蝦夷草紙後編』巻中、中村小市郎「唐太嶋見分仕候趣左ニ奉申上候」(『新撰北海道史』第五巻史料一〈北海道廳、一九三六年〉)を參照。

THE HOJIHONS IN THE LOWER REACHES OF THE AMUR RIVER IN THE EIGHTEENTH CENTURY

MATSUURA Shigeru

From the period of the mid-seventeenth century, the Qing 清 dynasty government organized most of the minorities living in the lower reaches of the Amur River into a group designated as "frontier people 邊民". These people were obliged to pay an annual tribute of a sable pelt per family to Ningguta 寧古塔.

In the eighteenth century, some frontier people began to travel to Beijing 北京 privately, outside the purview of the annual tribute missions. These people carried animal pelts such as silver fox, black fox, arctic fox, red fox, and sable. Their purpose was to present these pelts to the emperor and to marry women in Beijing. Such people were termed hojihon, and they, together with their wives, were well-treated. Some hojihons continued to travel back and forth from Amur River region to Beijing, presenting many pelts and receiving much reward.

With the conclusion of the treaty of Nerchinsk between Qing and Russia in 1689, the Qing government increased the tribute sites in the lower reaches of the Amur River, and dispatched there annually eight bannermen to collect the pelts. Then, the frontier people carried on a lively trade with both the bannermen and other frontier people. The hojihons were those who actively participated in this trade and successfully gathered many animal pelts.